

東北地方ツキノワグマ対策関係機関連絡会議設置要綱
新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
（構成） 第 2 条 連絡会議は、次の機関により構成する。 （１） [略] （２） 国の関係機関 東北農政局、東北森林管理局、東北地方整備局、<u>東北運輸局、関東森林管理局、北陸農政局、北陸地方整備局、北陸信越運輸局、東北環境局</u> 第 3 条～第 4 条 [略] （事務局） 第 5 条 連絡会議の事務局は、<u>東北環境局</u>に置く。 2 事務局長は、<u>東北環境局長</u>をもって充てる。	（構成） 第 2 条 連絡会議は、次の機関により構成する。 （１） [略] （２） 国の関係機関 東北農政局、東北森林管理局、東北地方整備局、東北地方環境事務所 第 3 条～第 4 条 [略] （事務局） 第 5 条 連絡会議の事務局は、東北地方環境事務所に置く。 2 事務局長は、東北地方環境事務所長をもって充てる。

注：改正後欄の下線部分は改正箇所を示す。

東北地方ツキノワグマ対策関係機関連絡会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 東北地方ツキノワグマ対策関係機関連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、東北地方（以下、第2条1（1）の都道府県内の範囲をいう）におけるツキノワグマによる被害の防止及び適切な個体群管理を図るため、国及び関係地方公共団体等が広域的に連携し、総合的かつ効果的な対策を推進することを目的とする。

（構成）

第2条 連絡会議は、次の機関により構成する。

（1）都道府県

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

（2）国の関係機関

東北農政局、東北森林管理局、東北地方整備局、東北運輸局、関東森林管理局、北陸農政局、北陸地方整備局、北陸信越運輸局、東北環境局

2 必要に応じ、関係機関、専門家その他関係者の出席を求めることができる。

（活動）

第3条 連絡会議は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

（1）東北地方におけるツキノワグマの生息情報、出没状況、被害状況等の情報共有

（2）構成員が実施するツキノワグマ対策の情報共有及び構成員間の連携の促進

（3）広域的なツキノワグマ保護管理の基本方針の検討

（4）その他第1条の目的達成に必要な事項

（運営）

第4条 連絡会議は、事務局が招集する。

2 議事は、事務局長が進行する。

（事務局）

第5条 連絡会議の事務局は、東北環境局に置く。

2 事務局長は、東北環境局長をもって充てる。

（改正）

第6条 この要綱は、第2条に規定する構成員の発議により、出席した構成員の合意を得て、改正することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 6 月 3 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。